

平成19年4月12日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 服部好男

平成18年(ネ)第4978号 損害賠償請求控訴事件

平成18年(ネ)第5728号 同附帯控訴事件

(原審・東京地方裁判所平成18年(ワ)第8314号)

口頭弁論終結の日 平成19年2月15日

判 決

東京都

控訴人兼附帯被控訴人 (原告)

(以下「控訴人」という。)

東京都

被控訴人兼附帯控訴人 (被告)

(以下「被控訴人」という。)

同訴訟代理人弁護士

濱 田 広 道

同

黒 澤 圭 子

同

菅 野 典 浩

同訴訟復代理人弁護士

関 康 郎

主 文

- 1 本件控訴及び本件附帯控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、4万0322円及びこれに対する平成17年9月19日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 3 控訴人のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、第1審及び第2審を通じてこれを8分し、その1を控訴人の負担とし、その余を被控訴人の負担とする。

5 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、14万3000円及びこれに対する平成17年9月19日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。

第2 附帯控訴の趣旨

- 1 原判決中被控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 上記取消しに係る控訴人の請求を棄却する。

第3 事案の概要

- 1 本件は、控訴人が、被控訴人との間の交通事故（以下「本件事故」という。）により控訴人が所有する車両（以下「本件車両」という。）が損傷を受けたため修理を施されたが、本件事故により本件車両の価格が下落したとして、被控訴人に対し、民法第709条に基づき、その下落分（評価損）等の賠償を求める事案である。

原判決は、本件車両の評価損を修理に要した費用40万3221円の20パーセントに相当する8万0644円として、この限度（遅延損害金の請求を含む。）で控訴人の損害賠償請求を認容したが、その余の請求を棄却した。これを不服として、控訴人は本件控訴を申し立てた。また、被控訴人は、原判決が認容した限度で控訴人に賠償金を支払ったことを理由に、附帯控訴を申し立てた。

- 2 前提事実、争点、当事者双方の主張は、原判決4頁7行目に「ウ 被控訴人は、控訴人に対し、平成18年10月6日、8万0644円及びこれに対する平成17年9月19日から平成18年10月10日までの遅延損害金を支払った。」（附帯控訴状の「第3 附帯控訴の理由」の3

に「平成17年9月9日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金」とあるのは「平成17年9月19日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金」の明白な誤記と認めるから、上記のとおり訂正して摘示するのが相当である。)を加えるほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1ないし3(原判決2頁5行目から4頁6行目まで)に記載するとおりであるから、これを引用する。

第4 当裁判所の判断

1 控訴人は、本件車両は本件事故によって交換価値が下落し、その評価損は13万2000円である旨主張している。確かに、証拠(甲1ないし3, 6, 8の1及び8の2, 9ないし22, 弁論の全趣旨)によれば、本件車両は、新車価格190万5750円のニッサン・ティータ(赤色)であるが、本件事故により、車体後部に損傷を受け、新車価格の20パーセントを超える40万3221円の費用を要する修理が施されたこと、その修理を要した箇所の中には、リヤサイドメンバー及びリヤフロア(パネル)の板金が含まれていること、当該部分は車体骨格の枢要部分であって、これを板金修理ではなく、交換修理をした場合は、板金修理より7万7354円だけ高額の48万0575円を要するものであること、財団法人日本自動車査定協会作成の中古自動車事故減価額証明(以下「本件証明書」という。)によれば、本件車両の評価損は13万2000円とされていることが認められる。もっとも、本件証明書が査定している評価損13万2000円の算定方式について合理性を肯定する根拠は必ずしも明らかではないが、上記車体の枢要箇所の車体骨格について板金ないし交換の修理を要する点を考慮すると、必ずしも不合理な査定ともいい難い。以上の本件事故により生じた本件車両の損傷等を総合勘案し、なおかつ、民事訴訟法第248条の趣旨に照らすと、本件車両の評価損は、本件車両の修理費用40万3221円の30パーセン

トに相当する12万0966円と認めるのが相当である。

2 控訴人は、本件証明書を取得するために支払った査定手数料1万1000円も本件事故との間に相当因果関係のある損害である旨主張するが、上記査定手数料と本件事故との間に相当因果関係があるとまでは認め難い。

3 ところで、被控訴人が、控訴人に対し、平成18年10月6日、8万0644円及びこれに対する平成17年9月19日から平成18年10月10日までの遅延損害金を支払ったことは当事者間に争いが無い。したがって、控訴人の損害賠償請求権は、上記のとおり弁済があった限度で消滅したものである。

4 以上の次第であるから、控訴人の請求は、4万0322円及びこれに対する平成17年9月19日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員の支払を求める限度において理由があるから、これを認容し、その余の請求は理由がないから、これを棄却することとする。

第5 結論

よって、本件控訴及び附帯控訴は、一部理由があるから、上記判断と抵触する限度で原判決を変更することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第21民事部

裁判長裁判官 濱 野 惺

裁判官 高 世 三 郎

裁判官遠藤真澄は、差し支えのため署名押印することができない。

裁判長裁判官 瀨 野 惺

これは正本である。

平成19年4月12日

東京高等裁判所第21民事部

裁判所書記官 服部好男

